

第1号様式

公式アカウント運用ポリシー

開設所属	寒川町民センター
アカウントの種別	<input type="checkbox"/> 寒川町公式アカウント <input checked="" type="checkbox"/> 各所管課等公式アカウント
開設・運用の目的	寒川町民センター・分室、北部公民館、南部公民館のイベント、サービス、スケジュール等を町内外の方々に広く知って頂き、公民館利用やイベントへの参加を促進することを目的とします。
情報発信の内容	利用案内、イベント告知、開館スケジュールの紹介など
アカウント情報等	(1) ソーシャルメディアサービス名：フェイスブック (Facebook) (2) アカウント名：寒川町民センター (指定管理者オーエンス) (3) ページ URL：https://www.facebook.com/寒川町民センター指定管理者オーエンス-442443509496161/
運用体制	運用責任者：寒川町民センター館長 運用担当者：寒川町民センタースタッフ
運用期間	令和元年5月20日から
運用時間	原則として開館時間 (9:00~17:00) にスタッフが必要に応じて不定期に投稿します。この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。
投稿に対する返信等	(1) 当アカウントへの質問やコメントなどに対し、原則として町民センターから個別の回答はいたしません。 (2) 当アカウントでは、町民センターへのご意見、ご質問、利用相談等は行いません。下記メールアドレスへ直接ご連絡をお願いします。 chomin-center@samukawa-c.jp
利用者への注意事項	利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、次の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあると運用者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。 (1) 特定の個人、団体等の誹謗中傷する内容 (2) 他の利用者になりすましたもの (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とした内容 (4) 政治、選挙活動、宗教活動を目的とした内容 (5) 著作権や商標権、肖像権など町または第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容

	<p>(6) 法律、法令に違反している内容または違反する恐れがある内容</p> <p>(7) 公序良俗に反するもの</p> <p>(8) 投稿を承諾していない個人に関する情報など、プライバシーを侵害する内容</p> <p>(9) 有害なプログラム</p> <p>(10) 各ソーシャルメディア運営会社の定める利用規約に反する内容</p> <p>(11) その他町公式アカウントの運営上、町民センターが不相当と判断した内容</p>
知的財産権	<p>当アカウントに掲載されている情報に関する知的財産権は、町、町民センターまたは著作権者、資料所蔵者等に帰属しますので、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法で認められている場合を除き、無断で複製し、転用することはできません。</p>
免責事項	<p>町および町民センターは、当アカウントで発信した内容およびそこからリンクされているサイトを利用したことで発生したトラブルおよび損害については、一切責任を負いません。</p>
運用ポリシーの変更	<p>当アカウントの運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。</p>
個人情報に関する取扱い	<p>個人情報の収集、利用、管理について「寒川町個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱います。</p>
問合せ先	<p>当運用ポリシーに関する問い合わせは 寒川町民センター（0467-74-2333）で承ります。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない理由により、当アカウントを運用することが困難となった場合は、当アカウントをすることがあります。その際は町民センターホームページで、その旨をお知らせします。</li> <li>・当アカウントからの情報発信につきましては、正確性の確保には十分留意しますが、ソーシャルメディアの特性上、後日訂正する場合がありますことを予めご了承ください。</li> </ul>